

女性活躍推進事業とは

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく地域における女性活躍推進の取組。具体的には以下のとおり。
- ・女性が自らの意志によって職業生活を営み、または営もうとする際に、その個性と能力を十分に発揮できるようにすること。
- ・男性も女性も互いに協力し、家庭生活の役割を果たし、職業生活と家庭生活の継続的な両立が可能となること。

令和7年度男女共同参画推進センター運営委員会での意見

- 事業者に対する「えるぼし認定」制度のさらなる周知
- 働きにくい職場・困っている事例を使い啓発
- 産業部門や商工会等と女性活躍と採用等の人材確保の課題を持ち寄れる会議体の設立
- 女性活躍への意識啓発のため、講演会やセミナー等の実施、ロールモデルの紹介

令和7年度の取組

- 講演会&パネルディスカッション「自分らしい これからの働き方」の実施
 - ・ワーク・ライフ・バランスと女性活躍についての講演（講師：ワーク・ライフバランス社代表取締役社長 小室 淑恵氏）・市内事業者（巴山建設（株）及び非営利型株式会社 Polaris）及び市の取組についてのパネルディスカッション
- センター通信しえいくはんず第57号「自分らしいこれからの働き方」での情報提供
 - ・東京都女性活躍推進大賞を受賞した、巴山建設（株）及び非営利型株式会社 Polaris のインタビュー掲載
- 各種認定制度についての周知
 - ・「えるぼし認定」「くるみん認定」「なでしこ銘柄」を市ホームページ等で紹介